



専門委員会規程

2021年9月28日 第3回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）細則第10条に規定された専門委員会の任務を定めるものである。

(任務)

第2条 本会の専門委員会は、特定の題目についての調査・研究・討議をおこない、これの推進・普及を図るものとする。

(位置)

第3条 専門委員会は理事会に直属するものとする。

(設置・改廃)

第4条 専門委員会の設置および改廃は企画委員会で審議され、理事会の承認を得るものとする。

2 専門委員会は、必要に応じて小委員会、分科会、ワーキンググループ等を置くことができる。

(区分)

第5条 専門委員会は、その目的、内容、性質等により、次のとおり区分する。

- (1) 研究専門委員会：本会が選定した題目について、研究の進歩・推進を図るため、文献紹介・研究発表・情報交換・その他をおこなう。
- (2) 調査専門委員会：本会から依頼された特定の題目について状況・実態等を把握するため、調査・資料収集・検討・その他をおこなう。
- (3) 特別専門委員会：外部機関の委託あるいは補助を受け、所定の題目について資料収集・情報交換・調査・研究・その他をおこなう。

(委員)

第6条 専門委員会の委員は、第4条2項に定める小委員会等を含め、原則として本会会員とする。ただし、調査専門委員会および特別専門委員会は、本会会員外からも参加を求めることができる。

2 委員数は限定しない。

3 委員外で、会議への参加を希望する本会会員は、専門委員会の承認を得た上で、常時参加者として参加することができる。

(構成・委嘱)

第7条 専門委員会は、主査1名、幹事若干名を置く。

2 主査、幹事および委員は、会長が委嘱する。

3 常時参加者は、主査が委嘱する。

4 第4条2項により小委員会等を置く場合、その委員および常時参加者は、主査が委嘱する。

(設置期間)

第8条 専門委員会の設置期間は、原則として2年以内とする。

(任期)

第9条 専門委員会の委員の任期は、原則として2年以内とする。

(年度報告)

第10条 専門委員会は毎年度末に、所定の書式による年度報告を企画委員会に提出する。

(成果の公表)

第11条 専門委員会は、終了後1年以内を目処に、下記のいずれかで活動の成果を全会員に公表する。ただし、契約等で定められている場合は、それに従う。

(1) 本会学会誌の解説記事または報告記事

(2) 本会ホームページ

(3) 「春の年会」または「秋の大会」における「総合講演・報告」

(改定)

第12条 本規程の改定は、企画委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 昭和35年5月18日 第16回理事会制定、同日施行

2 改定履歴

① 昭和38年7月22日 第53回理事会承認

② 平成20年11月27日 第498回理事会承認

③ 平成22年11月30日 第513回理事会承認

④ 平成23年2月1日 第514回理事会承認

⑤ 平成23年5月31日 第1回理事会承認

⑥ 平成23年9月16日 第4回理事会承認

⑦ 平成25年9月24日 第3回理事会承認

⑧ 平成26年3月14日 第7回企画委員会起案、平成26年3月19日 第6回理事会承認

⑨ 平成28年3月15日 第7回企画委員会起案、平成28年3月22日 第7回理事会承認

⑩ 2020年7月15日 第1回企画委員会起案、2020年7月31日 第1回理事会承認

⑪ 2020年12月17日 第5回企画委員会起案、2021年1月26日 第6回理事会承認

⑫ 2021年8月30日 第2回企画委員会起案, 2021年9月28日 第3回理事会承認

附則

- 1 平成26年3月19日改定の規程は, 理事会承認の日から施行する。
- 2 平成28年3月22日改定の規程は, 平成28年4月1日から施行する。
- 3 2020年7月31日改定の規程は, 理事会承認の日から施行する。
- 4 2021年1月26日改定の規程は, 理事会承認の日から施行する。
- 5 2021年9月28日改定の規程は, 理事会承認の日から施行する。